

体罰に係る懲戒処分の基準（標準例）

1. 標準的な処分量定

行 為 等 の 態 様		基 準
1	体罰を加えたことにより、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る負傷を与える行為をした教職員	免職
2	体罰を加えたことにより、児童生徒に ①治療期間が概ね30日以上 の負傷又は後遺症が残る負傷 を与える行為をした教職員	免職又は停職
	②治療期間が概ね15日以上 30日未満の負傷を与える行為 をした教職員	停職又は減給
	③治療期間が概ね15日未満 の負傷を与える行為をした教 職員	減給又は戒告